

住居確保給付金のご案内

～ 離職によって【住居を喪失】または【住居を喪失するおそれのある】方へ～

◎住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住居費を支給するとともに、自立相談支援機関（碧南市社会福祉協議会）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- ① 支給額：次の〔表1〕を上限として、収入に応じて調整された額を支給

〔表1〕

世帯人数	住居確保給付金限度額
1人	36,000円/月
2人	43,000円/月
3～5人	46,600円/月

- ② 支給期間：3ヶ月間（一定の条件により、最大9ヶ月まで延長が可能）
 ③ 支給方法：大家等へ代理納付

◎受けるための要件は

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請日において、離職・廃業後2年以内の者、又は、本人の責任や都合によらず収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者
 ② 離職等前に、主たる生計維持者であった（離職等前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
 ③ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の〔表2〕の金額以下である（収入には、公的給付を含む）。

〔表2〕

世帯人数	収入基準額（基準額+家賃額）
1人	基準額 77,500円 + 家賃額（113,500円が上限）
2人	基準額114,900円 + 家賃額（157,900円が上限）
3人	基準額138,200円 + 家賃額（184,800円が上限）
4人	基準額161,500円 + 家賃額（208,100円が上限）
5人	基準額184,900円 + 家賃額（231,500円が上限）

- ④ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の〔表3〕の金額以下である

〔表3〕

世帯人数	保有資産限度額
1人	465,000円
2人	689,400円
3人	829,200円
4人	969,000円
5人	1,000,000円

- ⑤ 誠実かつ熱心に求職活動を行う
- ⑥ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではない

◎申請に必要なもの

(1) 申請書等	①住居確保給付金申請書 ②住居確保給付金申請時確認書 ③入居住宅に関する状況通知書
(2) 本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、健康保険証、住民票の写し等のうちいずれか
(3) 離職関係等書類	①離職・廃業…2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類（離職票、源泉徴収票、退職証明書、雇用保険者証、給与の振り込みが終了したことが分かる通帳、廃業届等） ②収入減少…本人の責任や都合によらず収入が減少し、離職等と同程度の状況にあることが確認できる書類（勤務日数や時間が減少したことがわかる書類等）
(4) 収入関係書類	世帯員全員の収入が確認できる書類（賃金明細書、報酬明細書、振込通帳等）
(5) 預貯金関係書類	世帯員全員の預金通帳の写し（通帳記載後のもの）
(6) 賃貸借契約書	家賃、共益費等の内訳が確認できるもの

◎お問い合わせ先

碧南市自立相談支援機関

碧南市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL 0566-46-3701

FAX 0566-48-6522

E-mail soudanshien@hekinan-shakyo.jp

〒447-0869 碧南市山神町8-35

（へきなん福祉センターあいくる内）

受付時間：9：00～17：00（平日のみ）

